

行政歯科職による 災害時対応について



熊本県有明保健所
楠田 美佳

熊本地震の規模、県民への影響

- 震度6弱以上の地震が7回、うち震度7は28時間内に2回発生（観測史上初）
- 震度6弱以上の大地震に見舞われた県民は本県人口の83%に及び、少なくとも県民の10%以上が避難（阪神・淡路大震災の約2倍）

地震・被害の規模

※熊本地震の余震は平成29年5月23日現在で4,332回以上。

	震度6弱以上	余震 発災から15日間	被災市町村人口 (震度6弱以上)	最大避難者数 ※1
熊本地震	7回 うち震度7が2回	2,959回	約148万人 (県人口の約83%)	約18.4万人 (県人口の10.3%)
阪神・淡路大震災	1回	230回	約232万人 (同42%)	約31.7万人 (同5.7%)
新潟県中越地震	5回	680回	約38万人 (同16%)	約10.3万人 (同4.2%)

※1 避難者数は、指定避難所内の人数であり、避難所以外の車中泊等の人数は含まれない。

被害の概要

※平成29年5月2日段階の速報値（確定値ではない）

（１）人的被害

	人数
死者	225人
重症者	1,141人
軽症者	1,550人
計	2,916人

（２）住家被害

	被害棟数
全壊	8,664棟
半壊	34,026棟
一部損壊	147,742棟
計	190,432棟

（注）り災証明申請件数ベースの市町村もあるため、複数の世帯が入居するマンションなどが重複の可能性あり。

<死者の内訳>

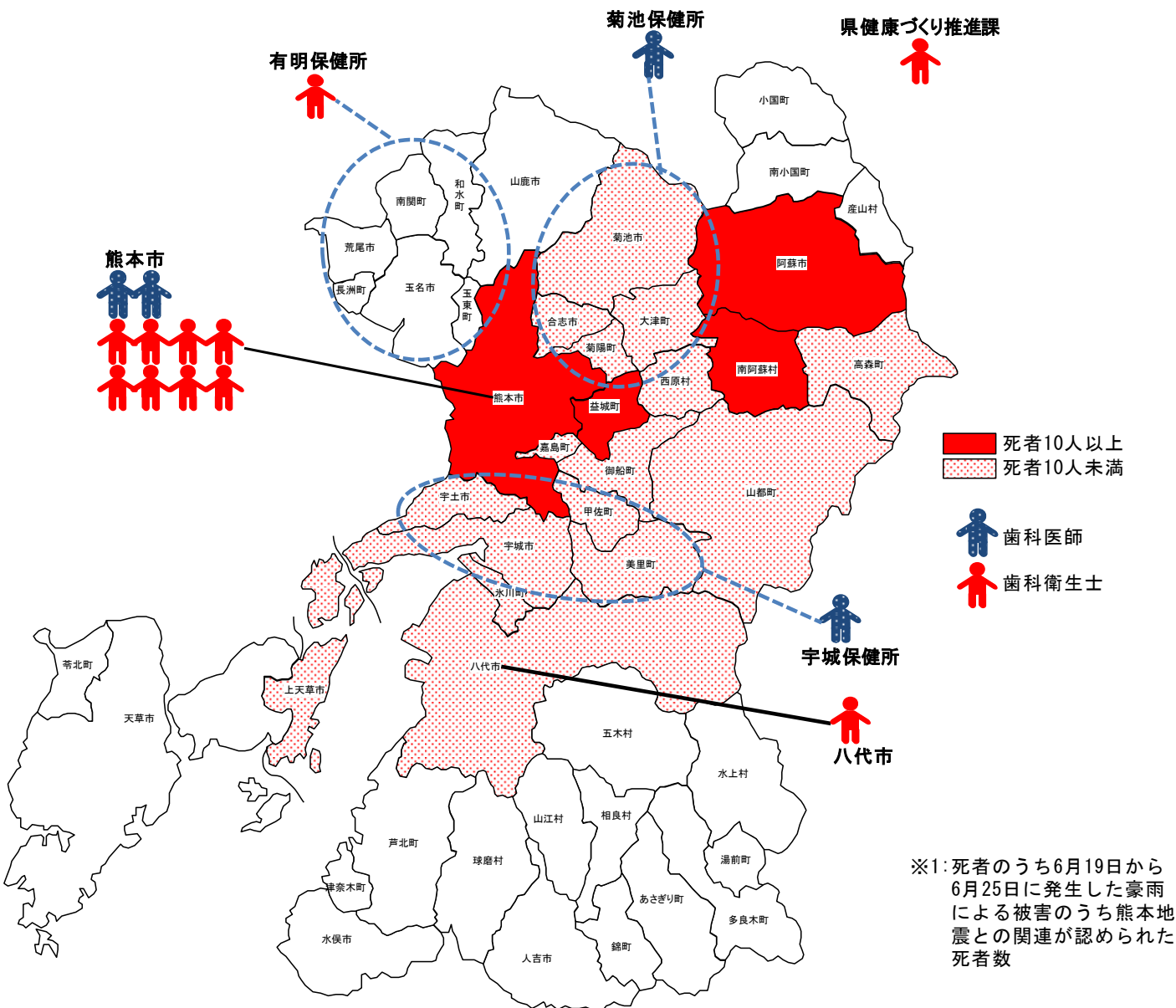
- ① 警察が検視により確認している死者数 50人
- ② 災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による死者数 170人
- ③ ②のうち市町村において災害弔慰金法に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの (167人)
- ④ 6月19日から6月25日に発生した豪雨による被害のうち熊本地震との関連が認められた死者数 5人

避難所と避難者数（最大時 H28. 4. 17）

市町村数	38市町村
避難所数	855か所
避難者数	183,882人

※平成28年11月18日で避難所は0か所となった。

行政歯科専門職の配置状況



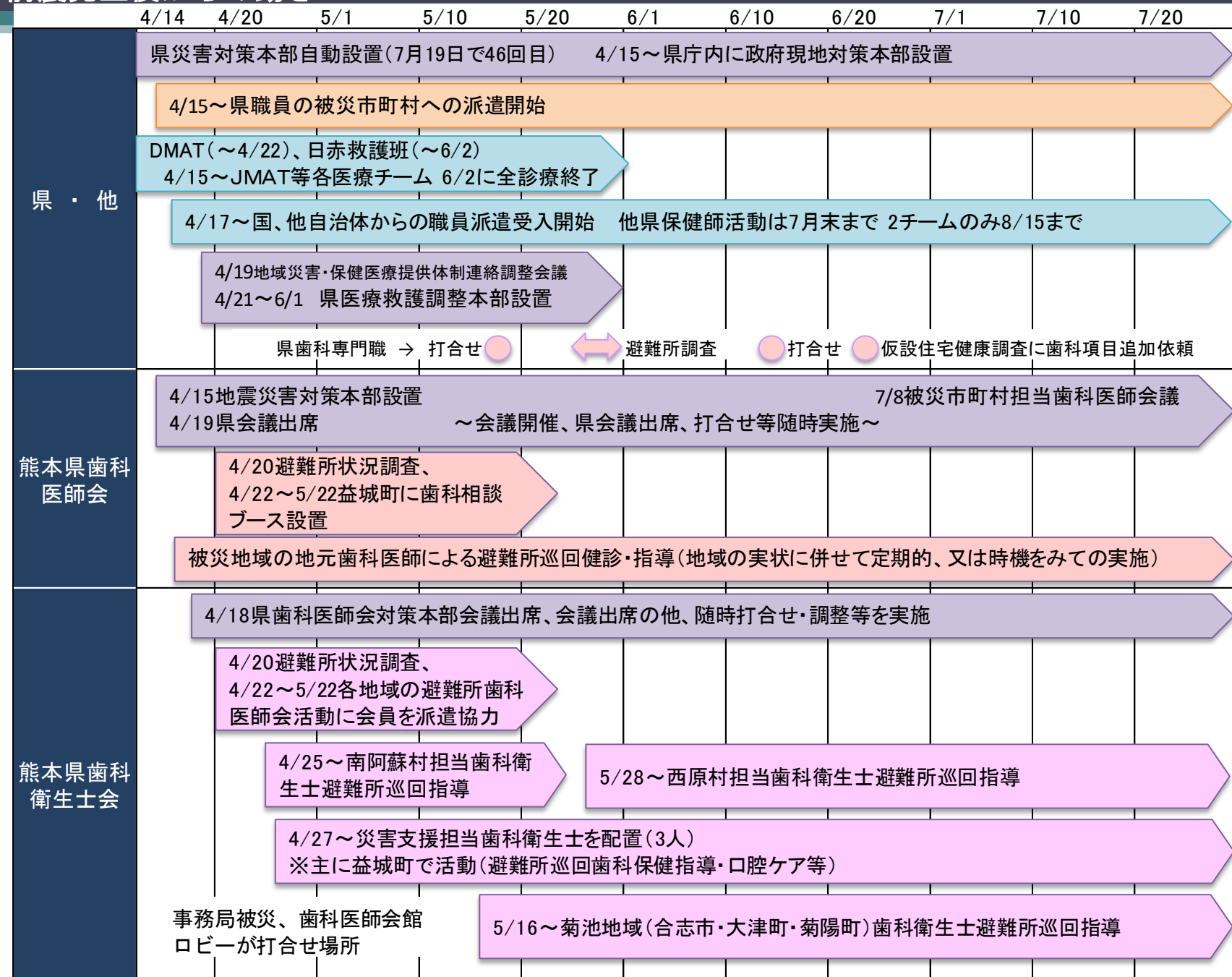
	死者		重症者	軽症者
		※1		
熊本市	72	2	738	943
宇土市	9	2	23	18
宇城市	8		48	95
美里町	1		5	1
宇城管内	18	2	76	114
玉名市				18
玉東町				1
和水町				3
南関町				1
玉名管内	0	0	0	23
山鹿市				4
鹿本管内	0	0	0	4
菊池市	3		20	56
合志市	6		27	56
大津町	4		26	10
菊陽町	6		14	15
菊池管内	19	0	87	137
阿蘇市	17		6	98
南小国町			1	2
小国町			2	4
産山村				2
高森町	3		2	
南阿蘇村	27		29	120
西原村	8		18	38
阿蘇管内	55	0	58	264
御船町	9		11	10
嘉島町	5		11	
益城町	37		132	31
甲佐町	3		16	2
山都町	1			
上益城管内	55	0	170	43
八代市	4		12	17
氷川町	1			3
八代管内	5	0	12	20
人吉市				2
球磨管内	0	0	0	2
上天草市	1	1		2
天草管内	1	1	0	2
計	225	5	1,141	1,552

熊本県・熊本市の行政歯科職の動き

4/14 4/15 4/16 4/17 4/20 5/1 5/10 5/20 6/1 6/10 6/20 7/1 7/10 7/20

<p>熊本県</p>	<p>保健所歯科職は、保健師・栄養士が派遣される後方支援として主に通常保健所業務に従事 被災地域管轄保健所に歯科職がいる場合は、必要に応じて保健所業務の中で関係者調整等を行った</p> <p>※随時：口腔ケア用品の提供依頼があった場合は、県歯科医師会に依頼</p> <p>● 報道機関に口腔ケア啓発依頼 ● 歯科職打合せ ■ 避難所調査</p> <p>● 仮設住宅健康調査に歯科項目追加依頼</p> <p>● 県政ラジオで啓発（8月、10月も実施）</p>
<p>熊本市 各区役所 健康づくり推進課</p>	<p>市民に対する歯科医院開設状況の情報提供4/16～4月末</p> <p>各避難所における歯科ニーズ調査及び必要な歯科支援 4/17～7月末</p> <p>誤嚥性肺炎予防や口腔ケアの必要性のポスターを掲示 4/17～7月末</p> <p>避難所における歯科相談と健康教育を実施 4/17～7月末</p> <p>● 4/18 誤嚥性肺炎の予防についてテレビ広報収録(4/22放)</p> <p>職員として避難所勤務及び物資の配達</p> <p>■ 口腔衛生用品を各避難所へ配布 4/19～5</p> <p>■ 各福祉避難所と障がい者施設への歯科ニーズ調査 4/22～29</p> <p>■ 福祉避難所と障がい者施設における歯科健診と口腔ケア 4/25～5/26</p> <p>■ 在宅高齢者への歯科ニーズ調査</p>
<p>市民病院 口腔ケアチーム</p>	<p>避難所と福祉避難所において口腔ケアと歯科相談、口腔衛生用品の提供を実施 4/19～5月</p>

前震発生後からの動き

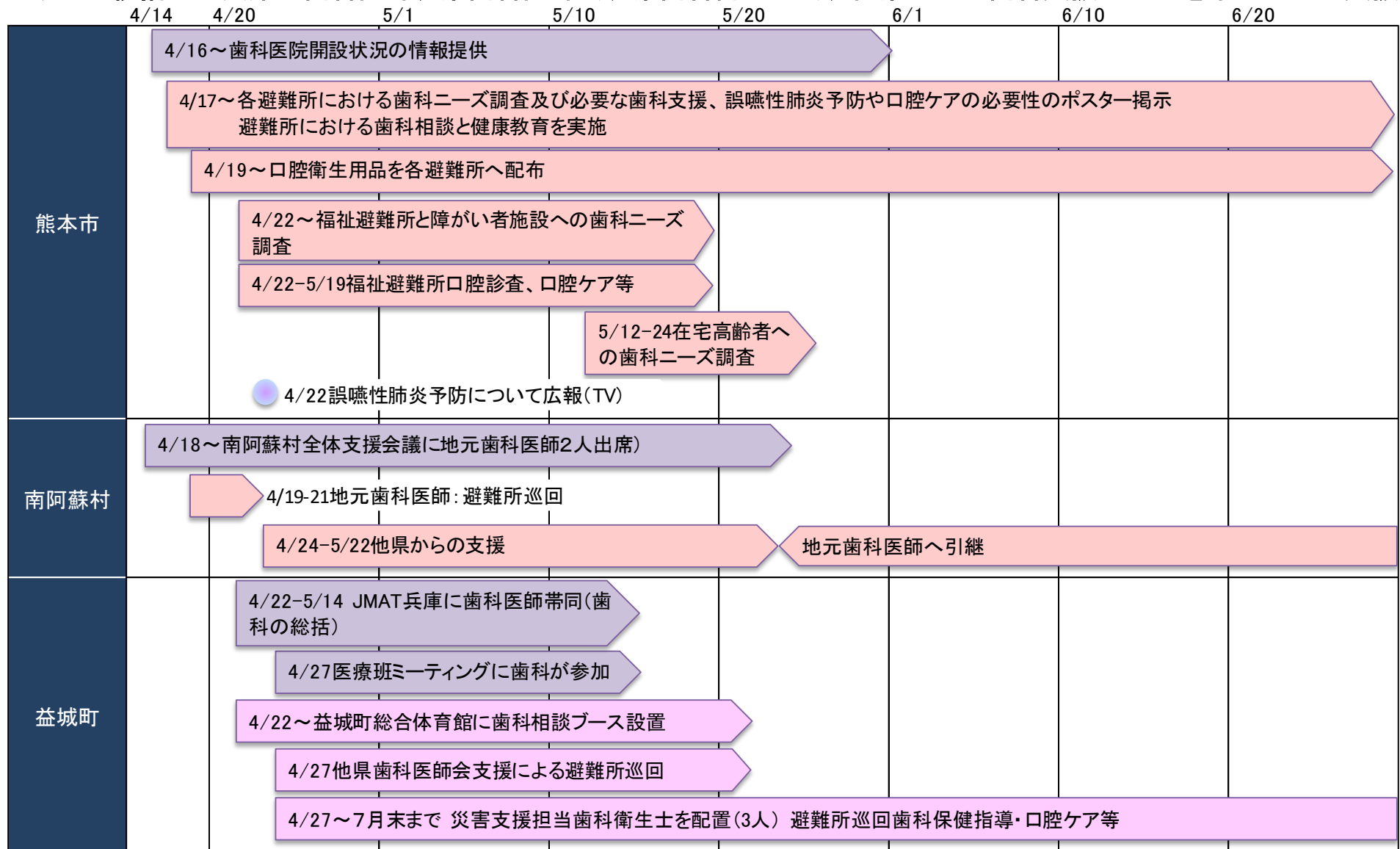


主な被災市町村における歯科支援

熊本市：行政歯科医師・歯科衛生士を中心とした支援

南阿蘇村：地元歯科医師、他県からの歯科支援チームを中心とした支援

益城町：統括JMAT兵庫の歯科医師、県歯科医師会、県歯科衛生士会、他県からの歯科支援チームを中心とした支援



多く残った歯科支援活動の課題

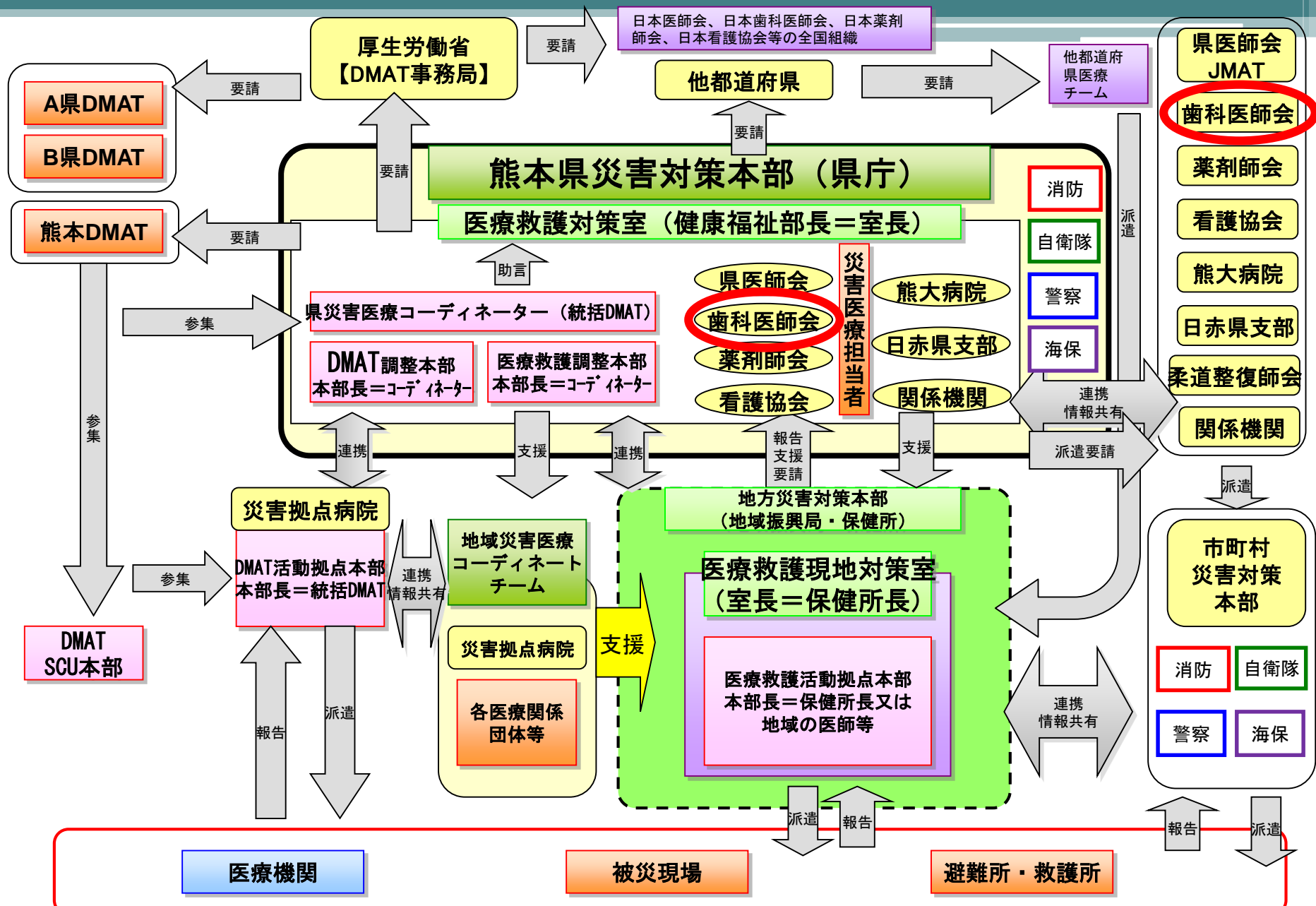
- ☆ 行政の混乱による情報不足
- ☆ 災害歯科コーディネーターの役割
- ☆ 県行政歯科医療職の災害時の配置や特命
- ☆ 県外派遣チームの宿泊施設確保
- ☆ 職種間の連携不足
- ☆ 指揮命令・報告・要請系統の混乱
- ☆ 医療と保健の同時進行
- ☆ 報告書関係への歯科支援活動の記載

支援活動で困ったこと

- 市町村や保健所と連携できた地域もあったが、避難所情報等が得られず、支援活動を開始するのが遅れたり、支援活動の介入ができない地域もあった。
- 在宅被災者や仮設住宅については支援できていないところがある。
- 県外からの支援には、個人ボランティア等も多く、被災者の負担にならないような歯科支援活動調整に混乱が生じた。

避難所支援に従事した歯科衛生士との意見交換より

熊本県災害医療提供体制の全体像(イメージ)



熊本県医療政策課作成

「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」

円滑に対応できた点、課題となった点、課題に対する改善の方向性

＜医療救護＞

- (1) 災害派遣医療チーム（DMAT）等による医療救護
- (2) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）による支援
- (3) 薬剤師会、医薬品卸業協会等との連携
- (4) 災害支援ナースによる支援
- (5) 医療施設

※歯科関連は、（1）の医療救護の中に以下の通り記載あり。

【円滑に対応できた点】

発災直後より地元歯科医師が歯科医療救護を行った。平成28年4月23日からは、九州地区連携歯科医師会が熊本県歯科医師会と共に、歯科治療が必要で通院が困難な避難者に対して応急処置を行う等の歯科医療救護活動を行った。

＜参考 歯科治療の実績＞ 延べ251名（平成28年4月23日～6月17日）

※ 「課題となった点」「課題に対する改善の方向性」については、歯科関連記載なし

「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」

課題となった点、課題に対する改善の方向性

＜被災地における保健衛生対策＞

【県外保健師チームの派遣調整】

- ・ 調整外の保健師による現場の混乱→保健師チームの災害時支援、受援体制を検討

【行政管理栄養士等による食生活支援】

- ・ 他自治体からの行政管理栄養士を必要な場所へ速やかに派遣できず→行政管理栄養士の派遣調整について、行政管理栄養士の災害時支援体制を構築
- ・ 被災者への栄養食生活支援の遅れ→保健師活動などによる生活状況の確認の中で、栄養改善対策に活用できる仕組みを検討

【被災者の口腔ケア】

- ・ 避難所での歯科保健医療ニーズの把握→他職種との連携体制の検討、研修会や訓練の実施

「熊本県地域防災計画」 （平成29年度修正）

歯科関連の追加・変更点

<医療救護計画>

- 積極的な情報提供先に「県歯科医師会」を追加
- 医療救護対策室に招集する関係機関に「県歯科医師会」を追加
- ※ 県医師会、県薬剤師会に対する医療救護班等の派遣要請の記載追加。
県歯科医師会への派遣要請は明記なし。

<保健衛生計画>

- 「誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導」を追加

- 県歯科医師会及び県歯科衛生士会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行う。
- 避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図る。

行政歯科職の意見交換から

- 被災者は、水不足や口腔清掃用品の不足等での口腔清掃ができない環境の中、義歯喪失による摂食機能低下等もみられ、口腔環境の悪化する者が増加していた。
- 避難所等における歯科保健医療ニーズは潜在化しやすいいため、早期から歯科医療救護活動や巡回口腔ケア体制を構築し、支援活動を展開することが必要。



➤ 行政歯科職が発災直後から情報収集を行い、支援体制の調整を行う。

行政歯科職の意見交換から

- 歯科専門職が配置されていない市町村においては、県・他自治体職員や県・地域歯科医師会から歯科専門職を派遣し、被災地の歯科保健医療の現状把握や調整を行っていくことが必要。
- 他都道府県からの支援チームやボランティア等を調整する窓口となる受援体制が必要。



- 歯科専門職の配置がない保健所及び市町村への県歯科専門職支援体制整備・共有化
- 他自治体歯科専門職の派遣体制の検討

今後に向けて

- **県・市町村行政における災害時歯科保健医療対策の明確な位置付け**
- **発災直後から復興期まで歯科専門職が活動できる体制の整備**
- **歯科保健医療関係者の災害時対応スキルの向上
(研修やマニュアルの整備)**
- **平常時の地域関係機関・関係者との連携、住民への災害時歯科保健についての啓発**